

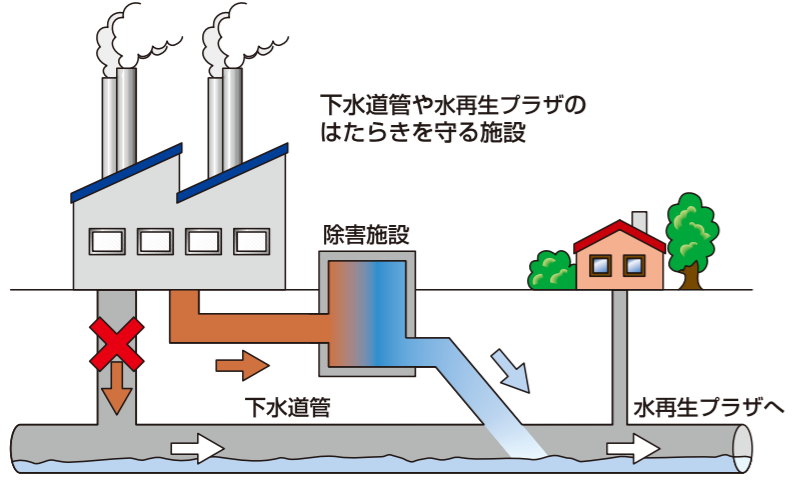
下水道は一般家庭や工場、事業場の排水を受け入れ、水再生プラザで微小な生物の働きによりきれいな水にして河川や海へかえしています。しかし、工場や事業場からの排水の中には下水道施設に悪い影響を与える物質が含まれていることがあります。また、水再生プラザで処理できない物質を流すとそのまま河川や海に流れて環境を汚してしまいます。したがって、そのような物質が下水道に流れ込まないように、工場や事業場からの排水は下水道法と札幌市下水道条例によって厳しく規制されています。

規制を受ける項目と下水道に対する影響 (項目は一例です)

規制を受ける項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	強酸、強アルカリ排水は下水道管を腐食させます。ほかの排水と混合すると有毒ガスが発生することがあります。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	高濃度排水は、下水処理の機能を低下させます。
浮遊物質 (SS)	下水道管を詰まらせます。
ノルマルヘキサン抽出物質 (油類)	下水道管を詰まらせます。水再生プラザで処理しきれない油は環境を汚染します。
シアン	有毒ガスが発生し下水道管内で作業している人に危険が及びます。また、水再生プラザで水処理している微小な生物が死滅して下水処理ができなくなります。
重金属、有機塩素化合物 (トリクロロエチレン、ジクロロメタン等)、農薬類 (シマジン等)、ベンゼン、ほう素、ふっ素	水再生プラザの機能を低下させます。また、生物処理では処理できない物質なのでそのまま河川や海に流出して環境を汚染します。
フェノール類	水再生プラザの機能を低下させます。
よう素消費量	下水道管などを腐食させます。また有毒ガスが発生することがあります。

除害施設の設置について

札幌市では有害な排水等を出す事業場に対し、下水道に入る前に有害物質等を取り除く除害施設の設置を指導しています。また、定期的に水質検査、立入検査等を行い、排水の指導を行っています。



除害施設立入検査

●問い合わせ先 **事業推進部 排水指導課** (☎011-818-3422)

下水道使用料は、公共下水道を使いはじめたときからご負担いただくことになります。汚水を流した量(通常は上水道の使用水量)に応じて算出し、原則として2カ月ごとに水道料金とあわせてお支払いいただきます。

下水道使用料体系

下水道料金表(1カ月につき)

汚水を流した量	単位	金額
10m ³ まで	—	600円
11m ³ ~20m ³	1 m ³ につき	67円
21m ³ ~30m ³		91円
31m ³ ~100m ³		118円
101m ³ ~200m ³		145円
201m ³ ~1,000m ³		168円
1,001m ³ ~5,000m ³		199円
5,001m ³ 以上		237円

使用料の計算例

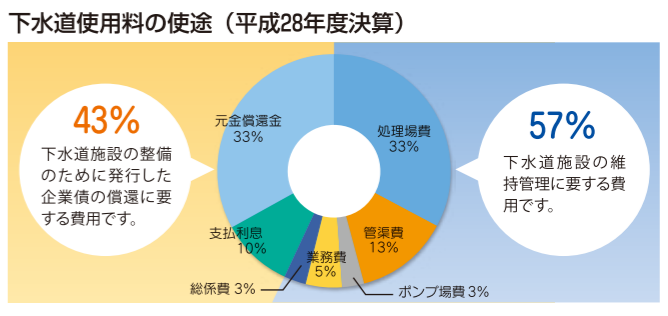
汚水を2カ月で39m³流した場合
39m³を20m³(1カ月)と19m³(1カ月)に振り分けて計算します。
●10m³まで 600円
●11m³から20m³まで1m³につき 67円

※1カ月20m³は600円+(67円×10m³)=1,270円 ①
同様に19m³は600円+(67円×9m³)=1,203円 ②
①+②=2,473円 ③
消費税(10%)相当額247円(1円未満切捨て) ④
したがって、2カ月分の下水道使用料は
③2,473円+④247円=2,720円となります。

◎汚水を流した量は次の方法により算出されます。
1.水道水をお使いの方は、水道の使用水量となります。
2.地下水をお使いの方は、測定器により測定された使用水量となります。ただし、測定器のない場合は、別に認定基準があります。

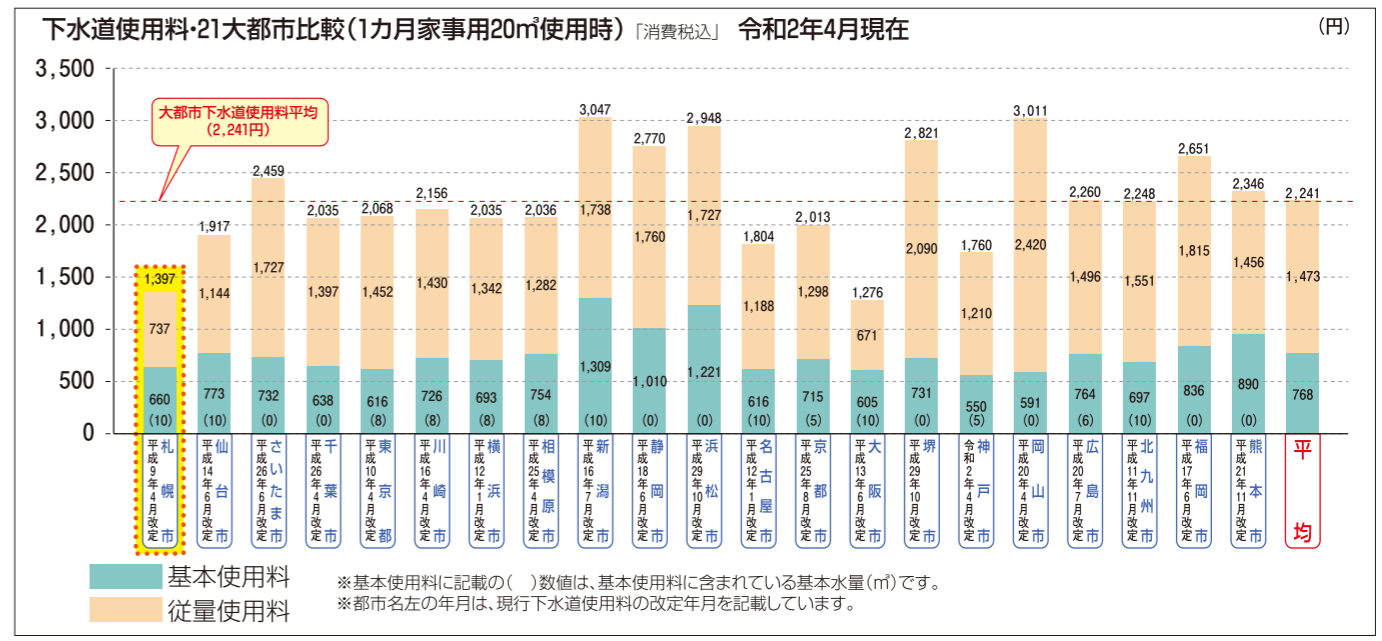
下水道使用料の使途

下水道使用料は、汚水処理のために必要な施設の維持管理や、施設整備のために発行した企業債の償還(企業債元利償還金)にあてられます。



他都市との下水道使用料比較

月20m³使用時における下水道使用料は1,397円であり、大都市比較においては、大阪市に次いで低い水準となっています。



※基本使用料に記載の()数値は、基本使用料に含まれている基本水量(m³)です。
※都市名左の年月は、現行下水道使用料の改定年月を記載しています。